

第1回摂津市指定管理者選定委員会 議事録

期日：令和7年7月31日（木）

時間：午前10時00分～11時30分

場所：本館3階 秘書課議室（案件1）

301会議室（案件2以降）

出席委員：坂下委員、辻委員、平井委員（委員長）、石原委員、森川委員

事務局：古賀市長公室副理事兼政策推進課長、田畠総括主査、川口副主査、坂下主事

案 件：1、委嘱状交付

- 2、会議及び議事録の公開・非公開について
- 3、指定管理者選定に係る留意事項について
- 4、募集要項、業務仕様書及び審査基準について

2、会議及び議事録の公開・非公開について

- （委員長） 会議及び議事録の公開・非公開等について、事務局より説明願う。
- （事務局） *「会議の公開に関する指針」に基づき説明
- （委員長） 「会議の公開に関する指針」に基づき、本日の会議及び以後の会議については非公開とし、議事録については候補者決定の後、内容を精査し、支障の無い範囲で公開することでよろしいか。
- （全委員） （異議なし）

3、指定管理者選定に係る留意事項

- （委員長） 「指定管理者選定に係る留意事項」について、事務局より説明願う。
- （事務局） *「指定管理者選定に係る留意事項」について説明
- （全委員） （異議なし）

4、募集要項、業務仕様書及び審査基準について

- （委員長） 「募集要項、業務仕様書及び審査基準」について、施設所管課より説明願う。
- （所管課） *施設設置の経緯及び課題について説明後、課題等を踏まえて募集要項（案）等にどう反映しているかを中心に説明
- （委員長） 募集要項及び仕様書の内容が重複している項目が散見される。内容を整理するように。
- （委員） 募集要項及び仕様書において、各部屋の特徴や、施設の位置図や平面図は記載しないのか。
- （所管課） 記載するよう修正する。
- （委員長） 施設の内容が詳細であればあるほど、応募団体は取組内容を提案しやすくなる。施設内の動線やとりかいこども園との区分をより詳細に記載しなければ、応募が少なくなるのではないかと考える。
- （委員） 当該審議施設は摂津市立第2児童センター（以下「第2児童センター」という。）及びとりかいこども園との複合施設であるが、複合施設であることにより生じる懸念事項はあるのか。あるのであれば所管課として、指定管理者に求めるリスク対応等を記載するはどうか。
- （所管課） 第2児童センター及びとりかいこども園に係る出入口はそれぞれ設置しており、室内においては執務室をつなぐ扉があるものの、壁で区切られているため、それぞれの利用者が施設間を行き来することはできない。
- （委員長） できるだけ詳細に記載するように。

- (委 員) 募集期間中に応募検討団体が現地視察することは可能か。
- (所管課) 令和7年第4回定例会において指定管理者指定の議案を提出する予定から逆算すると募集期間を引き渡し後に設定し現地視察することは難しい。
- (委員長) とりかいこども園は市が直営で運営するため、共有部分に係る保守及び管理等の役割分担については記載するべきではないか。
- (委 員) 施設内容にある屋外バルコニーは、どのような活用が可能なのか。
- (所管課) 水遊びなどが可能となっている。
- (委 員) 募集要項に記載することは難しいのか。
- (所管課) 現時点では施設が完成していないため、実現可能か判断することができない。
- (委 員) 楽器や器具といった各部屋に設置する備品等の情報は記載しないのか。
- (所管課) 机及び椅子については市が購入する予定であり、そのほかの細かな備品についても記載する。
- (委 員) 令和5年度に指定管理者を公募した施設については、令和5年時点で公募した施設を指定管理していた団体のみによる応募となったケースが多くあった。新規参入を検討する団体にとっては、採算がとれるのかなどといった疑問があると思うが、前提として第1児童センターの非公募で指定した現指定管理者が第2児童センターの指定管理者候補として応募してきた場合、公募としたにも関わらず、第2児童センターの指定管理者候補となることは、差し支えないのか。第1児童センターの課題などがあれば教示していただきたい。
- (委員長) 公募であるため、株式会社やNPO法人といった様々な団体に応募していただくことがより良い民間ノウハウの活用や指定管理料をめぐる競争につながる。
- (所管課) 第2児童センターは、第1児童センターの約1.5倍の広さがあり、対象も中高生を含むなど、第1児童センターには無い機能を付加していることから公募としている。公募の結果、第1児童センターの現指定管理者が第2児童センターの指定管理者候補となることに支障は無いものと考えている。なお、第1児童センターについては、毎年利用者が増加しており、周辺地域の児童の数が増えたことによる影響も考えられるが、令和5年度の指定管理者評価では市内の指定管理者のうち唯一の「S」評価を受けている。
- (委 員) 仕様書において、施設の建物及び設備の修繕費等は経費按分する旨が記載されているが、按分割合などは記載しないのか。また、施設運営に係る光熱水費については按分しないのか。
- (所管課) 按分割合については記載する。光熱水費については全額とりかいこども園の運営を担う市が負担する予定である。
- (委員長) 指定管理料の精算は行うのか。指定管理者の努力により削減した経費で捻出した利益を精算するものとすると、営利団体の応募が得られにくいのではないか。
- (委 員) 第2児童センターを新設する際に、ランニングコストは検討していないのか。
- (所管課) 設置後は運営費用として第1児童センターと同程度のコストが要することは見通していたが、細かな積算についてはしていない。
- (委員長) 指定管理料の精算をするかどうかについて、再検討の上、財政部局と調整するように。
- (委 員) どのような児童と保護者が利用することを想定し、第2児童センターを設置したのかを仕様書や採点基準に反映するのはいかがか。
- (所管課) 第1児童センターのような利用方法を想定して来館する児童や保護者が多いのではないかと考えている。中高生まで対象年齢を拡充していることから、中高生が利用したくなるような提案をいただきたいと考えており、ご意見を踏まえ仕様書に反映することとする。
- (委員長) 5つの基本方針には中高生の居場所となる児童センターを目指すといった記載が無い。採点の配分が高いのであれば、基本方針に掲げるのが良いのではないか。
- (委 員) 中高生の居場所というと、自宅や学校に居場所がない児童を対象としているように見えるのでは

ないか。

- (所管課) 安威川以南には中高生を対象とした公共施設がないことからそのような記載をしている。
- (委 員) 自由に学習ができるスペースなどといった具体的な居場所を基本方針に記載するのはいかがか。より多くの児童の居場所とすべく設置するものであり、利用を学習に絞ることは避けたい。
- (委 員) 中高生の取組に対する提案の配点が高いのであれば、配点を高くした趣旨や市の想いを記載しなければ提案がもらえないのでは。
- (所管課) 検討する。
- (委 員) 採点基準の項目が抽象的であるため、具体的な内容を記載するよう修正をお願いする。
- (委 員) 自主事業は審査項目に追加しないのか。
- (所管課) 自主事業については、募集要項及び自主事業に実施することができると記載しており、取組提案として現時点では求めていないため、審査項目に追加していない。
- (委 員) 他市事例などを見ると審査項目に自主事業を追加している場合が多く見受けられる。審査項目に記載しないことで、指定管理業務と自主事業の区別がつかなくなるのではないか。応募団体から事業提案として挙がってきた取組の中に、応募団体としては自主事業として実施することを想定し提案してくる場合があるのではないか。その場合、市は自主事業の提案は求めていないため、指定管理業務として必須で実施させるのか。
- (所管課) 自主事業を実施する場合は、事前に内容の協議が必要であるため、事業計画書の提案時に合わせて協議をすることが考えられる。自主事業を採点項目に追加するかどうかや、指定管理業務と自主事業の区別についても再度検討する。
- (委 員) 他市事例ではインボイスの登録事業者であることが参加条件に記載されていることが多く見受けられる。記載を検討してはいかがか。また、募集要項に記載のある各種申請様式の番号と、記載要領の番号に誤字が散見されるため、併せて修正するよう依頼する。
- (委員長) 事務局と所管課で、本日の指摘事項を踏まえた修正内容及び公募開始前に再度指定管理者選定委員会を開催するかどうかについても調整し報告を求める。各委員においては、追加で指摘事項等があれば事務局へ伝えるようお願いする。以上をもって、令和7年度第1回摂津市指定管理者選定委員会を閉会とする。

以上